

能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託提案審査基準

1 目的

この基準は、能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託における提案書の審査に関し、公平・公正に評価するために必要事項を定めるものである。

2 審査方法

提出された提案書等は、「能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託業者選定委員会設置要領」により選任された委員をもって組織する委員会により審査する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加者の参加資格等について、提出された書類により事務局で審査を行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者による提案書及びプレゼンテーション等に基づき評価項目毎に評価し、事業者の選定順位を決定する。

3 審査評価内容

(1) 評価方法

① 第一次審査（書類審査）

ア 記載事項が欠落するなど無効となる提案書は審査の対象から除外する。

イ 「能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託」で提示した事項について、参加表明書、会社概要、業務実績表（添付資料含む）に無効な記載内容（参加資格要件を満たさないもの等）が含まれていないか審査する。

ウ 参加者が相当数となった場合は、提案された書類により審査し、第一次審査通過者を決定する。

② 第二次審査（プレゼンテーション・評価）

ア 見積価格が提案条件を満たしているか審査する。

イ 提案書及びプレゼンテーションを受け、次ページの評価項目ごとに評価する。

評価点数 各審査項目とも次の段階で評価する。

評 価	評価点(5点)	評価点(10点)	評価点(15点)
優れている	5	9 ～ 10	13 ～ 15
良い	4	7 ～ 8	10 ～ 12
普 通	3	5 ～ 6	7 ～ 9
やや劣る	2	3 ～ 4	4 ～ 6
劣る	1	1 ～ 2	1 ～ 3

評価項目と評価点

審 査 項 目		評価点
(1) 業務の理解度に関すること (5点)		
	本市の水素ラボ構想の目的や背景、企業版ふるさと納税制度を十分理解しているか	5点
(2) ネットワークに関すること (30点)		
	①他自治体の同種事業で寄附を獲得した実績(件数・金額)	15点
	②水素ラボ構想を共に推進するにふさわしい事業者等とのネットワークを持ち合わせている	15点
(3) プロモーションに関すること (30点)		
	①企業に対する寄附の依頼方法(対象事業のPR、提案方法)は効果的かつ現実性のあるものとなっている	15点
	②寄附獲得の実現性が高い	15点
(4) 委託料に関すること (10点)		
	①成果報酬分 15～14.1%…1点 14～13.1%…2点 13～12.1%…3点 12～11.1%…4点 11%以下…5点	5点
	②プロモーション分 4,545千円～4,301千円…1点、4,300千円～4,101千円…2点 4,100千円～3,901千円…3点、3,900千円～3,701千円…4点 3,700千円以下…5点	5点
(5) 事業実施体制に関すること (25点)		
	①受注体制や責任の所在等、受注者として信頼できる	10点
	②全体及び項目別等、作業スケジュールが適当である	10点
	③市と提案者との役割分担、作業内容が適当である	5点
合 計		100点

4 受注予定者の選定

- (1) 選定委員会における審査を経て、最も適切な者を選定する。
- (2) 評価は、審査において各選定委員が付ける点数の平均点をもって行う。
- (3) 評価は最大100点満点とし、最高得点の事業者を受注予定者とする。
なお、審査項目の合計点が、全事業者ともに60点未満であれば、受注予定者を特定しない。
- (4) 最高得点事業者が複数である場合は、より安価な見積額の事業者を、受注予定者とする。

5 契約について

選定委員会において受注予定者を選定後、その者と随意契約により契約を締結する。
受注予定者が契約締結を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、評価が60点以上の次点の者を受注予定者とし、その者と随意契約により契約を締結する。
参加表明書提出者若しくは提案書等提出者が1者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、その者を受注予定者として選定し、随意契約により契約を締結する。

6 提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

- 次の事項に当てはまる場合は、提案を無効とする。
- (1) 応募関係書類に虚偽の記載があった場合。
 - (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

7 提案の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。

8 提案に係る費用の負担に関する事項

提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

9 その他

- (1) 提出された提案書等は、提案者の都合による変更を認めない。また、返却しない。
- (2) その他本要項に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。